

宇都宮市マスコットキャラクター使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市マスコットキャラクター「ミヤリー」「ハッピー」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本基準において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (2) 商品以外 商品以外の印刷物、販促用の景品その他商品の販売を目的としないものをいう。
- (3) 継続希望申請者 第4条に定める市長の承認を受けた者であって、承認を受けた内容に変更なく使用期間満了後もキャラクターの使用を希望する者をいう。

(使用申請)

第3条 キャラクターの使用を希望する者は、キャラクターの使用用途ごとに、次の各号に基づき下記の通り申請を行うものとする。

- (1) キャラクターの使用用途が商品以外である場合、宇都宮市マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）に、以下に掲げる資料を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、個人的又は家族内その他これに準ずる限られた範囲内での利用に留まり、制作物の配布を行わない等私的利用の範囲にとどまる利用の場合は除く。

- ア 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- イ キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等
- ウ その他、市長が必要と認める書類

- (2) キャラクターの使用用途が商品である場合、宇都宮市マスコットキャラクター商用使用申請書（様式第2号）に、以下に掲げる資料を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、商品の販売を目的としてキャラクターを使用しようとする者は、宇都宮市内の事業者（団体・個人を含む）に限る。

- ア 会社概要等，申請者の事業内容がわかる資料
- イ キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等
- ウ その他，市長が必要と認める書類

2 次の各号のいずれかに該当する場合は，前項に規定する申請を要しない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞，テレビ，雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係以外（機関紙や地域広報紙など）で，市長が，その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) その他，市長が定める場合

3 継続希望申請者は，宇都宮市マスコットキャラクター継続使用申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（使用承認基準）

第4条 市長は，前条の申請書を受理した場合は，その内容を審査する。審査の結果，使用を承認するときは，宇都宮市マスコットキャラクター使用（変更）許可書（様式第4号）により承認する。

2 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は，これを承認しないこととする。

- (1) 宇都宮市のPRという趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 宇都宮市の品位を傷つけ，又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 特定の政治，思想，宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用しておそれがある場合及びこれらの者が商品等を販売するおそれがある場合
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (7) 宇都宮市の事業又は宇都宮市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (8) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (9) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

(10) その他、市長が不相当と認める場合

(使用の期間)

第5条 使用許可期間は、許可を受けた日から次年度末日までの範囲で市長が決定する。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、市の指定するデザインガイドラインに従うこと
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること
- (3) J A S法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること
- (4) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
ただし、市長が認めた場合はこの限りではない
- (5) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと
- (6) 当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、市長は一切の責任を負わない
- (7) キャラクターを使用した製作物等を商標登録しないこと

(商品の状況報告)

第7条 商品の製造及び販売を目的として使用した者は、宇都宮市マスコットキャラクター商品状況報告書（様式第4号）により前年度の実績を報告しなければならない。

(使用内容の変更等)

第8条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、宇都宮市マスコットキャラクター使用変更申請書（様式第5号）により速やかに市長に報告し、市長の指示に従うものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、変更を承認するときは、宇都宮市マスコットキャラクター使用（変更）許可書（様式第2号）により承認する。

(使用許可の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、使用者に対し使用物品等の回収等を求めることができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、使用取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するにいたった場合
- (4) その他キャラクターの利用継続が不相当であると認められた場合

2 前項の規定による使用許可の取消により生じた、使用物品の回収費等の損害は使用者の負担とする。

(使用料)

第10条 キャラクターの使用料は無料とする。

(事故、苦情等、係争等の処理)

第11条 キャラクターを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

2 使用者は、キャラクターの使用に際し、第三者との係争等が生じた場合、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等について、その都度両者協議して決定すること。

(様式)

第12条 この基準に規定する申請書等の様式は、別表1に掲げるところによる。

(補則)

第13条 この基準に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(経過措置)

附則 この基準は平成19年4月1日から施行する。

附則 この基準は平成22年8月20日から施行する。

附則 この基準は平成24年8月1日から施行する。

附則 この基準は令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 1 2 条関係）

名称	様式番号	根拠条文
宇都宮市マスコットキャラクター使用申請書	様式第 1 号	第 3 条
宇都宮市マスコットキャラクター商用使用申請書	様式第 2 号	第 3 条
宇都宮市マスコットキャラクター継続使用申請書	様式第 3 号	第 3 条
宇都宮市マスコットキャラクター使用（変更）許可書	様式第 4 号	第 4 条
宇都宮市マスコットキャラクター商品状況報告書	様式第 5 号	第 7 条
宇都宮市マスコットキャラクター使用変更申請書	様式第 6 号	第 8 条